

山形県公報

平成31年4月1日(月)

号 外(13)

] 次

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程	2
○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程	3
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程	戸
○山形県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程	4

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成31年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 第7条第2項の表中

ı	主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	」を
Γ] ~
	主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	に改める。
	主任主事	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする事務に従事する。	(CDC)(J)(J)

第8条の表山形県立中央病院の項中「神経内科、血液内科」を「脳神経内科、血液内科、新生児内科」に改め、 同表山形県立新庄病院及び山形県立河北病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第17条第4項の表中

	作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務に従事する。	を
Г] &
1	作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務に従事する。	1-
	主任視能訓練士	上司の命を受けて視能訓練業務を処理する。	に、
Г			
1	言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。	を
Г			
I	言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。	に改める。
	主任社会福祉士	上司の命を受けて社会福祉業務を処理する。	
,			

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局安全衛生管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。 目次中「第40条の3」を「第40条の4」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者(以下「職員安全衛生管理者等」という。) は、産業医が辞任したとき又は産業医が解任されたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、職員安全衛生管 理者にあっては職員衛生委員会に、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者にあっては当該管理者の置かれてい る病院に設置された衛生委員会に報告しなければならない。

第15条第2項中「職員安全衛生管理者、総括安全衛生管理者、安全衛生管理者」を「職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、職員安全衛生管理者等」に、「勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言する」を「勧告をする」に改め、同条中第3項を第8項とし、第2項の次に次の5項を加える。

- 3 産業医は、前項の勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の内容について、職員安全衛生管理者等又 は所属長に対して意見を求めるものとする。
- 4 産業医は、第1項各号に掲げる事項について職員安全衛生管理者等又は所属長に対し、意見を述べることができる。
- 5 産業医は、第1項各号に掲げる事項について、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。
- 6 産業医は、第1項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集するとともに、職員の健康を 確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置をとるべきことを職員安全衛生管理者等 又は所属長に指示することができる。
- 7 産業医は、衛生委員会等に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。 第15条の次に次の1条を加える。

(産業医に対する情報の提供)

第15条の2 職員安全衛生管理者等は、産業医に対し、職員の業務に関する情報であって産業医が職員の健康管理 等を適切に行うために必要と認めるものを提供しなければならない。

第24条第2項中「は、」を「は、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容その他委員会における議事で重要なものを記録した」に改める。

第40条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者は、前項の面接指導等を実施するため、職員の労働時間の状況を把握しなければならない。

第4章中第40条の3の次に次の1条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

- 第40条の4 職員安全衛生管理者等は、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 2 職員安全衛生管理者等は、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の措置の内容は、職員安全衛生管理者等が別に定める。

第41条の次に次の1条を加える。

(産業医の勧告への対応)

- 第41条の2 職員安全衛生管理者等又は所属長は、第15条第2項の勧告を受けたときは、当該勧告を尊重するとともに、次に掲げる事項について記録し、これを3年間保存しなければならない。
 - (1) 当該勧告の内容
 - (2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)
- 2 職員安全衛生管理者等は、第15条第2項の勧告がされたときは、次に掲げる事項について、遅滞なく、職員安

全衛生管理者にあっては職員衛生委員会に、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者にあっては当該管理者の置かれている病院に設置された衛生委員会に報告しなければならない。

- (1) 当該勧告の内容
- (2) 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容又は講じようとする措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)

第44条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者又は所属長は、前項の規定により講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報 (措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)について、事後措置状況報告書により産業医に報告しなければならない。ただし、指導区分が平常勤務 (D)と決定された職員については、この限りでない。 第48条第7号中「第44条第2項」を「第44条第2項及び第3項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。 第43条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による年次有給休暇(同項の規定により付与される日数が10日以上である職員に係るものに限る。)の日数のうち5日については、同項の規定により年次有給休暇を付与された日から1年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与える。ただし、職員が前項の規定により第1項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した年次有給休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分を5日から控除するものとする。

第43条の4の見出し中「日数」を「日数等」に改め、同条中「第2項」を「前条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による年次有給休暇(同項の規定により付与される日数が10日以上である職員に係るものに限る。)の日数のうち5日については、第43条第3項の規定の例により与える。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 山形県病院事業局就業規程第43条第1項又は第43条の4の規定により年次有給休暇を付与される日が、この規程の施行の日以外の日である職員については、当該施行の日後の最初の当該年次有給休暇を付与される日の前日までの間は、改正後の第43条第3項及び第43条の4第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「20,000円」を「20,000円(管理者が別に定める業務に従事した場合にあっては、管理者が定める額)」に改める。

別表第2ハの表3級の項中「若しくは」を「、主任視能訓練士若しくは」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

平成31年4月1日(月曜日) 山 形 県 公 報 号外(13)

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員公舎管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第22号)の一部を次のように改正する。 第2条中「規定に」を「規程に」に改め、同条第2号中「病院」を「病院又は県立病院課(以下「病院等」とい う。)」に改め、同条第3号中「病院」を「病院等」に改める。

第3条第2項中「病院は」を「病院等は」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「公舎」を「公舎(前号に掲げるものを除く。)」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 県立病院課 山形市に所在する公舎(病院事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定めるものに限る。)

第3条第3項中「病院の長」を「病院等の長」に、「病院長」を「病院長等」に改める。

第4条第1項及び第2項中「病院長」を「病院長等」に改める。

第5条第1項中「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改め、同項第4号中「第3条第2項第4号」を「第3条第2項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第3条第2項第3号」を「第3条第2項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第3条第2項第1号」を「第3条第2項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第3条第2項第1号の公舎については、県立病院課に勤務する職員 第18条第2項中「病院長」を「病院長等」に改める。

別表第2中 使用料の額(円) を 使用料の額 に、

1	河北病院第3号職員アパート	1,200円	
	上記以外のもの	管理者が定める額	

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

